

令和 3 年 2 月 1 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第3号	専決処分事項の報告について	1
報告第4号	専決処分事項の報告について	3
報告第5号	専決処分事項の報告について	5
議案第13号	廿日市市宮島訪問税条例	7
議案第14号	廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第15号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第16号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	31
議案第17号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
議案第18号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	55
議案第19号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	65
議案第20号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	71
議案第21号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	79

議案第 2 2 号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部 を改正する条例 8 3
議案第 2 3 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に 関する条例の一部を改正する条例 8 9
議案第 2 4 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例 9 5
議案第 2 5 号	廿日市市農業振興基金の設置、管理及び 処分に 関する条例を廃止する条例	... 1 0 3
議案第 3 6 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏 形成に係 る連携協約の変更に関する協議について	... 1 0 7
議案第 3 7 号	市道路線の認定について 1 1 1
議案第 3 8 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員 の選任の 同意について	... 1 1 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を 求めること について	... 1 1 5

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本太郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和2年議案第63号により議決を得た阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 251,768,000円」を「3 請負金額 261,135,600円」に改める。

2 専決処分年月日 令和3年1月28日

(参考事項)

令和2年議案第63号により議決を得た阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 52,672円

- 2 専決処分年月日 令和2年12月18日

(参考事項)

令和2年11月7日市道田尻1号線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 144,152円

2 専決処分年月日 令和2年12月18日

(参考事項)

令和2年11月11日市道堀通り幹線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第13号

廿日市市宮島訪問税条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市宮島訪問税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する宮島訪問税に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、宮島訪問税を課する。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及び廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶 船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第1条第2項に規定する汽船及び同条第3項に規定する帆船並びにはしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転するものをいう。
- (2) 宮島旅客運送事業 宮島町の区域と宮島町以外の区域との間において、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき許可を得て、又は届出をして旅客を運送する事業をいう。
- (3) 旅客船舶 宮島旅客運送事業において使用する船舶をいう。
- (4) 訪問 宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。
- (5) 訪問者 旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。第10条において同じ。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民（住民票に記載されている住所が宮島町の区域内である者をいう。）その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。

- ア 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者
- イ 宮島町の区域内にある学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第5条第2号において同じ。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う場所、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）に通う学生、生徒、児童、幼児又は乳児

（納税義務者）

第4条 宮島訪問税は、訪問者に課する。

（課税免除）

第5条 次に掲げる者に対しては、宮島訪問税を課さない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等（以下この号において「行事等」という。）に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人
- (3) 精神又は身体に障害がある者であって次のいずれかに該当するもの
 - ア 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）を支給された者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交

付を受けている者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

（減免）

第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合においては、宮島訪問税の減免を必要とすると認める者に対し、規則で定めるところにより宮島訪問税を減免する。

（税率）

第7条 宮島訪問税の税率は、訪問者が訪問をするごとに1人100円とする。ただし、1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円とする。

（徴収の方法）

第8条 宮島訪問税は、第10条及び第12条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、申告納付の方法によって徴収する。

（申告納付）

第9条 前条の規定により宮島訪問税を申告納付すべき者（以下「申告納税者」という。）は、当該申告納税者が訪問をした日から起算して10日以内に、訪問をした日における訪問（第10条及び第12条の規定により特別徴収の方法によって徴収される場合の訪問を除く。第3項において同じ。）の総数、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、当該申告納税者について第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税が納付されている場合において、当該申告納税者が当該税率による宮島訪問税に係る最初の訪問の日から起算して1年以内に訪問をするときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税を納付しようとする申告納税者は、規則で定める日までに、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告に係

る税額を納付書によって納付しなければならない。

- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る訪問の総数又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(旅客船舶による訪問者の特別徴収)

第10条 宮島訪問税の納税義務者が旅客船舶により訪問をする旅客その他の者である場合においては、当該納税義務者に対して課する宮島訪問税(第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税を除く。)のうち旅客船舶による訪問に係る宮島訪問税は、特別徴収の方法によって徴収する。ただし、当該納税義務者について第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税が納付されている場合において、当該納税義務者が当該税率による宮島訪問税に係る最初の訪問の日から起算して1年以内に訪問をするときは、この限りでない。

第11条 前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税の特別徴収義務者は、宮島旅客運送事業を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合においては、前条の規定による宮島訪問税の徴収について便宜を有する者を前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税の特別徴収義務者に指定することができる。

- 3 前2項の特別徴収義務者は、前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税を徴収しなければならない。

- 4 市は、前条の規定による宮島訪問税の特別徴収の円滑化に期するため、第1項及び第2項の特別徴収義務者による前項の規定による徴収に関し、当該特別徴収義務者に協力するものとする。

(棧橋等の使用に係る訪問者の特別徴収)

第12条 宮島訪問税の納税義務者が旅客船舶以外の船舶により港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第1項の港湾管理者が管理する同

条第5項第3号の係留施設のうち栈橋及び浮栈橋（宮島町の区域内にある栈橋及び浮栈橋に限る。以下「栈橋等」という。）を使用して訪問をする者である場合においては、当該納税義務者に対して課する宮島訪問税（第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税を除く。）のうち栈橋等を使用する訪問に係る宮島訪問税は、特別徴収の方法によって徴収する。ただし、当該納税義務者について第7条ただし書に規定する税率による宮島訪問税が納付されている場合において、当該納税義務者が当該税率による宮島訪問税に係る最初の訪問の日から起算して1年以内に訪問をするときは、この限りでない。

第13条 前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税の特別徴収義務者は、当該栈橋等の管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合においては、前条の規定による宮島訪問税の徴収について便宜を有する者を前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税の特別徴収義務者に指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、前条の規定による特別徴収に係る宮島訪問税を徴収しなければならない。

4 市は、前条の規定による宮島訪問税の特別徴収の円滑化に期するため、第1項及び第2項の特別徴収義務者による前項の規定による徴収に関し、当該特別徴収義務者に協力するものとする。

（特別徴収の申告納入）

第14条 宮島訪問税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までにその徴収すべき宮島訪問税に係る訪問者の訪問の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその申告に係る納入金を納入書により納入しなければならない。

（宮島旅客運送事業の開廃の届出等）

第15条 宮島旅客運送事業を営もうとする者は、当該宮島旅客運送事業を開始する日の5日前までに、規則で定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定による申告をした者は、当該宮島旅客運送事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第16条 市長は、宮島訪問税の特別徴収義務者が運賃(第13条の特別徴収義務者においては、棧橋等の使用料、係船料等)及び宮島訪問税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宮島訪問税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宮島訪問税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宮島訪問税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宮島訪問税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第17条 宮島訪問税の特別徴収義務者は、その徴収すべき宮島訪問税に係る訪問者の訪問の総数、税額その他規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から3年間これを保存しなければならない。

(更正及び決定の通知等)

第18条 法第686条第4項の規定による宮島訪問税の更正又は決定の通知、法第688条第6項の規定による宮島訪問税の過少申告加算金額

又は不申告加算金額の決定の通知及び法第689条第5項の規定による宮島訪問税の重加算金額の決定の通知は、その旨を記載した通知書により行う。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

第19条 宮島訪問税の申告納税者及び特別徴収義務者で前条の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額(更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。)、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書により指定する納期限までに納付し、又は納入しなければならない。

(納税管理人の指定)

第20条 宮島訪問税の特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宮島訪問税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(特別徴収義務者の帳簿記載の義務違反に関する罪)

第22条 第17条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定により保存すべき帳簿を3年間保存しなかった場合においては、その者を、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(賦課徴収)

第23条 宮島訪問税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、廿日市市税条例の定めるところによる。この場合において、廿日市市税条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは廿日市市宮島訪問税条例（令和 年条例第 号）」と、同条例第19条中「又は第145条第3項」とあるのは「、第145条第3項又は廿日市市宮島訪問税条例第9条若しくは第14条」と、同条第1号中「期間」とあるのは「期間（廿日市市宮島訪問税条例第9条第3項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間）」とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して1月を経過した日以後の訪問に係る宮島訪問税について適用する。

(経過措置)

第3条 施行日において現に宮島旅客運送事業を営んでいる者については、施行日に宮島旅客運送事業を開始するものとみなして、第15条第1項の規定を適用する。

(準備行為)

第4条 宮島訪問税の特別徴収義務者の指定その他宮島訪問税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

第5条 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応することを目的として、宮島訪問税を課することに関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第14号

廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び
管理条例の一部を改正する条例

(廿日市市墓地設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 廿日市市墓地設置及び管理条例 (昭和 3 7 年条例第 1 1 号) の一
部を次のように改正する。

第 2 3 条を第 3 0 条とし、第 2 2 条を第 2 9 条とし、第 2 1 条の次に
次の 7 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 2 2 条 墓地の管理は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2
4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指
定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めると
ころにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 2 4 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる
基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る墓地の指
定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として
指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、墓地の使用者の平等な使用を確保できるも
のであること。
- (2) 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮させるとともに、
その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿つた管理を安定して行う物的能力及び人的能力を
有しているものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、墓地の設置の目的を達成するために
十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第 2 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 墓地の維持管理に関する業務
- (2) 樹木葬墓及び合葬墓への焼骨の埋蔵等に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、墓地の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第 2 6 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第 2 7 条 市長は、墓地の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期的に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 2 8 条 市長は、指定管理者が第 2 6 条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによつて、指定管理者に損害が生じることがあつても、これに対して賠償する義務を負わない。

(廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 廿日市市火葬場設置及び管理条例 (昭和 4 2 年条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 2 2 年法律第 6 7 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 9 条を第 1 8 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

(指定管理者による管理等)

第 1 1 条 火葬場の管理は、法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。

2 第 4 条から第 6 条まで及び第 8 条の規定は、前項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 4 条第 2 項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第 5 条第 2 項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第 6 条	市長	指定管理者
第 8 条	市長	指定管理者

(指定管理者の指定の申請)

第 1 2 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る火葬場の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、火葬場の使用者の平等な使用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、火葬場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) 火葬場の使用の許可に関する業務

(3) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第16条 市長は、火葬場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第17条 市長は、指定管理者が第15条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによつて、指定管理者に損害が生じることがあつても、これに対して賠償する義務を負わない。
第8条を第10条とする。

第7条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「火葬は、死体」を「使用者は、死体の火葬」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条第2項中「前条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用時間)

第4条 火葬場の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(休場日)

第5条 火葬場の休場日は、1月1日及び1月2日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休場日以外の日火葬場の全部若しくは一部を臨時に休場し、又は同項の休場日に火葬場の全部若しくは一部を臨時に開場することができる。

別表中「第7条関係」を「第9条関係」に、「第4条第2項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び管理条例の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に、この条例の規定による改正前の廿日市市火葬場設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の

規定による改正後の廿日市市火葬場設置及び管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市墓地及び廿日市市火葬場の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第15号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体を拡大するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第16号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」に改め、「この項において」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用す

る。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市介護保険条例第 2 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成30年度から令和2年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、令和3年度から令和5年度までの新たな介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において介護保険法施行令が改正され、所得指標の見直しを実施されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 17 号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 16 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第196条 第202条）」を
「第4節 運営に関する基準（第196条 第202条）
第10章 雑則（第203条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研

修を定期的にも実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同

一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の3中「第22条、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において同じ」を「第34条第1項において同じ」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34各号列記以外の部分中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を「この場合において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「ものとする」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2

項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 8 2 条第 6 項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 8 3 条第 3 項中「第 1 1 1 条第 2 項」を「第 1 1 1 条第 3 項」に改める。

第 8 7 条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 1 0 0 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 1 0 1 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 1 0 8 条中「第 2 8 条」の次に「、第 3 2 条の 2 」を加え、「第 4 0 条、第 4 1 条」を「第 4 0 条から第 4 1 条まで」に、「及び第 3 4 条」を「、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び

第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「を除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による評価」を「次に掲げるいずれかの評価」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

困を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を、「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」との次に「、「6月」とあるのは「2月」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第

3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年広島県条例第9号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第32条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第39条第1項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加え、「地域密着型居宅介護」を「地域密着型通所介護」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条

及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第3条中「附則第12条」を「附則第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 18 号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 1 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条 第90条）」を「第5節 介護予防のための効果的な支援（第87条 第90条）」を第5章 雑則（第91条）の方法に関する基準（第87条 第90条）に改める。」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「従事することができる」を「従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通

所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止

のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第44条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型

居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「を除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全ての階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による評価」を「次に掲げるいずれかの評価」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）」を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）
第7章 雑則（第35条）
条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 28 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 32 条第 9 号中「行う会議」の次に「 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族 (以下この号において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 雑則

(電磁的記録等)

第 35 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの (第 9 条 (第 34 条において準用する場合を含む。) 及び第 32 条第 26 号 (第 34 条において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代

えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第20号

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年2月16日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条・第34条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことがで

きるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を加える。

第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するた

めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承認その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、

書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 1 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第5条の4中「8,300円」を「9,700円」に改める。

第19条第1号ウ中「5,810円」を「6,790円」に改め、同条第2号ウ中「4,150円」を「4,850円」に改め、同条第3号ウ中「1,660円」を「1,940円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の税率及び減額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 2 号

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 1 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域外に住所を有することとなつた者」を「市の区域外に住所を有することとなつた者であつて、同法第116条又は同法第116条の2の規定により市の区域内に住所を有するものとみなされるもの」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第30条に規定する医療受給者証の交付を受けている者に限る。）

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第2項第3号中「同法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域内に住所を有することとなつたもの」を「市の区域内に住所を有することとなつた者であつて、同法第116条又は同法第116条の2の規定により市の区域外に住所を有するものとみなされるもの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

第4条第1項中「規定による医療に関する給付」の次に「（前条第1項第3号に該当する対象者の入院に係る医療に関する給付を除く。）」を加え、同条第3項中「対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた

医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行令(以下「旧施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項ただし書中「人工呼吸器等装着者」の次に「(前条第1項第3号に該当する対象者を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 対象者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行令(以下「旧施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えるとき。
- (2) 対象者(前条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。以下この号において同じ。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当施行令」という。)第2条第2項に規定する額以上であるとき。

第4条第6項中「第3項」を「第3項第1号」に、「同項」を「同項同号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 第3項第2号に定める所得は、特別児童扶養手当施行令第4条に定める所得とし、同項同号に規定する所得の額は、特別児童扶養手当施行令第5条に規定する計算方法により算定した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に該当する対象者に係る申請及び受給者証の交付に関して必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による新条例の規定は、この条例の施行日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県の重度心身障害者医療費公費負担事業において、精神障害者に対する医療費助成制度が設けられることなどに伴い、精神障害者を重度心身障害者医療費の支給対象者とするなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 16 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例
第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

阿品台地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示 された阿品台地区地区計画の区域のうち、地区整 備計画が定められた区域
-------------------	----------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

阿品台地 区地区整 備計画区 域	—	—	135平方メ ートル	<p>建築物の外壁又はこれに代 わる柱の面から敷地境界線ま での距離の最低限度は、道路 境界にあつては1メートルと し、隣地境界にあつては0. 8メートルとする。ただし、 この限度に満たない距離にあ る建築物又は建築物の部分 が、次の各号のいずれかに該 当する場合を除く。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計 が3メートル以下である とき。</p> <p>(2) 物置その他これに類す る用途に供し、軒の高さ が2.3メートル以下で 、かつ、床面積の合計が 5平方メートル以内であ るとき。</p> <p>(3) 壁のない自動車車庫そ の他これに類する用途に 供する建築物</p> <p>(4) 既存建築物についてこ の規定に適合していない 部分があるとき。</p>
---------------------------	---	---	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

--	--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物について適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例による。

(提案理由)

阿品台地区地区計画の都市計画の決定を踏まえ、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 24 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 16 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件	4万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 3万9,000円
------------------------------	----	----------	-------------------------------------

を

300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	1件	3万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 2万8,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件	4万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 3万9,000円

に、

300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件	39万円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 15万4,000円
------------------------------	----	------	--------------------------------------

を

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	30万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 11万7,000円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	39万円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 15万4,000円

に、

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	2万2,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 1万9,500円
--------------------------------	-----	----------	-------------------------------------

を

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	1万6,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 1万4,000円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	2万2,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 1万9,500円

に、

300 平方メートル	1 件	19万5,000円	モデル建築物消費性能基
------------	-----	-----------	-------------

トル以上 2,000 平方メ ートル未満			準に適合している場合は、 7 万 7, 000 円
----------------------------	--	--	------------------------------

を

300 平方メー トル以上 1,000 平方メ ートル未満	1 件	15 万 1, 000 円	モデル建築物消費性能基 準に適合している場合は、 5 万 8, 500 円
1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満	1 件	19 万 5, 000 円	モデル建築物消費性能基 準に適合している場合は、 7 万 7, 000 円

に、「第

29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 30 条第 2 項」を
「第 35 条第 2 項」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」

300 平方メー トル以上 2,000 平方メートル 未満	1 件	40 万 1, 000 円	誘導基準適合図書を提出 する場合は 2 万 9, 000 円、 モデル建築物誘導基準に 適合している場合は 15 万 9, 000 円
----------------------------------------	-----	---------------	---------------------------------------------------------------------------------

を

300 平方メー トル以上 1,000 平方メ ートル未満	1 件	31 万円	誘導基準適合図書を提出 する場合は 1 万 7, 000 円、 モデル建築物誘導基準に 適合している場合は 12 万
----------------------------------------	-----	-------	---------------------------------------------------------------------

			円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	40万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円

に、

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	40万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は15万9,000円
--------------------------------	-----	-----------	-------------------------------------------------------------

を

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件	31万円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万7,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は12万円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	40万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は15万9,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、

なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定等に係る手数料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 2 月 16 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例

廿日市市農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年
条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市の農業振興に資することを目的として、基金の全部を処分するため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 6 号

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
変更に関する協議について

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し、
次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約（平成 2 8 年
4 月 1 日施行）の一部を次のように変更する。

別表中

「

農業の担い 手の確保	圏域内における農業の振興を 図るため、新規就農者の募集や 育成研修の実施、就農後の支援 など、農業の担い手の確保に取 り組む。	新規就農者の育成な どに主体的に取り組 む。	新規就農者の育成な どに甲と協力して取り 組む。
---------------	-----------------------------------------------------------------------------	------------------------------	--------------------------------

」

を

「

農業の担い	圏域内における農業の振興を	新規就農者の育成な	新規就農者の育成な
-------	---------------	-----------	-----------

手の確保	図るため、新規就農者の募集や育成研修の実施、就農後の支援など、農業の担い手の確保に取り組む。	どに主体的に取り組む。	どに甲と協力して取り組む。
地域におけるにぎわいの創出	圏域におけるにぎわいの創出に向け、海の玄関口である港でのイベントの開催などに取り組む。	海の玄関口である港でのイベントの開催などに取り組む。	海の玄関口である港でのイベントの開催などに取り組む。

に改める。

附 則

この連携協約は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、広島市と協力して実施し、相互に連携を図る取組を追加するため、当該連携協約を変更することに関し、同市と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

廿日市市長 松本 太郎

市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1434	沢の尾 3 号 支 線	廿日市市宮内四丁目 1140 番 1 地先	廿日市市宮内四丁目 1141 番 1 4 地先
1435	玉野井 2 号 支 線	廿日市市宮内字国広 4526 番 3 地先	廿日市市宮内字国広 4522 番 5 地先
1436	桃山 9 号線	廿日市市地御前四丁 目 206 番 270 地 先	廿日市市地御前四丁 目 206 番 263 地 先

(提案理由)

開発行為により設置した新設道路などを市道路線に認定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 青 木 春 好

氏 名 酒 井 龍 夫

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員青木春好及び酒井龍夫の任期が、令和3年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和3年2月16日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 青木 敬子

氏名 中田 禎二

(提案理由)

人権擁護委員市里尚弘及び青木敬子の任期が、令和3年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。